

京都市地球温暖化対策条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成19年6月1日

京都市長 梶本頼兼

京都市規則第11号

京都市地球温暖化対策条例施行規則の一部を改正する規則

京都市地球温暖化対策条例施行規則の一部を次のように改正する。

第4条第1項第2号イ中「道路交通法第3条に規定する大型自動車」を「車両総重量が8,000キログラム以上,最大積載量が5,000キログラム以上又は乗車定員が11人以上の自動車」に改め,同号ウ中「道路交通法第3条に規定する普通自動車(以下「普通自動車」という。)」を「車両総重量が8,000キログラム未満,最大積載量が5,000キログラム未満又は乗車定員が10人以下の自動車」に,「供する普通自動車」を「供する自動車のうち車両総重量が8,000キログラム未満,最大積載量が5,000キログラム未満又は乗車定員が10人以下の自動車」に改める。

附 則

この規則は,平成19年6月2日から施行する。

(総合企画局地球温暖化対策室)